自転車を利用される皆様へ

自転車の交通違反の罰則強化！

道路交通法が改正され、令和６年(2024年)11月１日から自転車の交通違反に対する罰則が強化されました。

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象となりました。

違反者は、
　６月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
　※反則金１万２千円（令和８年４月１日施行）
交通の危険を生じさせた場合、
　１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転・幇助

自転車の酒気帯び運転が罰則の対象となりました。

違反者は、
　３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

自転車を運転する人に酒類を提供すること、飲酒運転の自転車に同乗すること、飲酒運転をするおそれのある人に自転車を提供することについて、罰則の対象となりました。

自転車の提供者は、
　３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
　２年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

広島県警察